

令和5年度職員団体との交渉結果（第1回確定交渉（課長重点））

1. 交渉団体

滋賀県地方公務員労働組合共闘会議、滋賀県教職員組合、自治労滋賀県職員労働組合

2. 当局側出席者

総務部管理監（人事課長）、他人事課員

3. 交渉日および場所

令和5年11月1日（水）13:30～14:00 本館3-B会議室

4. 内 容

人事委員会勧告の実施、諸手当の改善、会計年度任用職員の勤勉手当、人事評価制度など

5. 交渉状況

職員団体	県
厳しい職場環境や生活実態に加え、全ての職員の生活改善を図るため、月例給与水準の大幅な改善を図るよう求める。 子に係る扶養手当については、早期に上限額の10,000円へ引き上げるよう求める。 一時金について、0.1月分の改善では物価上昇を考えると不十分であり、年間支給月数を大幅に改善するよう求める。	これまでどおり人事委員会勧告を尊重する立場に変わりはないが、勧告内容の実施については、総務部長と協議して決めていく。
前歴換算制度の見直しを含め、中途採用者の賃金水準の改善が必要であり、早期の対応を求める。	中途採用者の初任給算定において国より有利な取扱いとしているが、人材確保が厳しい状況であり、また、民間経験の長い職員の採用も増えていることから、課題意識は持っている。
通勤手当について、ガソリン価格が高騰していることから、交通用具利用者の支給額を引き上げるよう求める。民間の実態を調査し納得ある額にするよう求める。	人事委員会勧告にない内容を独自に拡大実施することは困難である。
獣医師、薬剤師など採用困難職種について、初任給調整手当を増額、拡大するよう求める。獣医師の初任給調整手当については他府県と比べて見劣りのない額にするよう求める。	人事委員会勧告で獣医師の支給額等の見直しについて言及があったところであり、総務部長と協議したい。 薬剤師に対する手当については全国的な支給状況などから新設は困難である。
光熱・水道等の負担が大きいことから、在宅勤務等手当を創設するよう求める。	人事委員会勧告で手当新設の検討について言及があったところであり、総務部長と協議したい。

<p>会計年度任用職員の勤勉手当について、常勤職員並みの支給月数で支給するよう求める。</p> <p>また、人事評価制度については、職員に過度な負担感や評価者の恣意が入らないよう、簡易な制度運用とするよう求める。</p>	<p>勤勉手当については、地方自治法の一部改正により支給可能とされ、人事委員会勧告で常勤職員との均衡を踏まえて具体的な支給方法を定めることについて言及があったところであり、他の都道府県の状況も参考に、具体的な支給方法等について検討を進めている。</p> <p>人事評価結果の勤勉手当の成績率への反映についても、簡素な仕組みとすることも含め、総務部長としっかり協議したい。</p>
<p>人事評価制度の検証と見直しについては、労使交渉を踏まえ具体的な進展を図るよう求める。客観性、公平性で不満が広がっているため、不満を薄めることが大切である。</p>	<p>引き続き制度が円滑に実施できるよう見直しを行いながら取り組んでいきたい。また、人事評価結果の給与反映についても、より職員の意欲向上や人材育成につながる制度となるよう総務部長と協議したい。</p>
<p>課長補佐級の職員について、一律管理職員等の範囲に含める扱いになっているが、これを見直すよう求める。</p>	<p>定年引上げに伴う役職定年制により、課長補佐級に役降りする職員が新たに生ずることを受けて、見直しが必要ではないかとの問題意識は持っている。引き続き検討を進めたい。</p>
<p>年次有給休暇の取得日数が年5日を下回る職員も少なくなく、早急に改善を図るよう求める。</p> <p>年次有給休暇の取りやすさは職場の自由度を高めるもので働きやすさにもつながるため、対応を求める。</p>	<p>人事委員会の報告も踏まえ、まずは年休取得が5日を下回る職員の実態や所属ごとに偏りがなかかなどを確認したい。</p>